

特定区域の計画（真庭市）

1 特定区域の区域

(1) 区域

真庭市全域

(2) 当該区域の特性及び区域設定の理由

真庭市は岡山県の北部に位置し、市域の約80%が山林、約7%が農地である。農業については北部では酪農が盛んであり、約1,500頭のジャージー牛が飼育され、一産地として日本一の飼育頭数を誇る。また、中南部ではピオーネなどのぶどう栽培のほか、水稻・野菜の栽培も盛んに行われている。また、市域の8割を占める森林資源を活かした林業・木材産業も盛んであり、木質バイオマス発電やCLT（直交集成板）の生産など木を活かし切る取組を行っている。

こうした状況の下、2014年には生ごみ、し尿及び浄化槽汚泥をメタン発酵させ、バイオ液肥に再資源化する生ごみ等資源化施設（以下「資源化施設」という。）や木質バイオマス発電施設を整備し、「バイオマス産業都市」に、2018年には「SDGs未来都市」、2022年には「脱炭素先行地域」に選定されており、現在も市全域で、資源化施設由来のバイオ液肥を活用して、化学肥料の使用量を低減する環境保全型農業の取組を進めている。

今後は、畜産バイオマスのメタンガス発電施設を整備し、発電した電気や同施設由来のバイオ液肥を飼料作物栽培に活用することをモデル的に進め、将来的に市内の畜産農家に広く波及させることを計画している。

このように、木質、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥、摘房した果実、家畜排せつ物等の有機資源を市内で循環させ、活かし切るとともに環境負荷低減を図るという活動に市全体で取り組んでいることから、本市全域を特定区域として設定するものである。

2 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

(1) 活動類型 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動

(2) 特定環境負荷低減事業活動の内容

濃縮バイオ液肥（資源化施設由来のバイオ液肥を遠心分離・膜濃縮・電気透析により濃縮させたものをいう。）を環境負荷低減に資する先端的な技術として活用し、水稻、野菜、果樹の栽培において化学肥料の使用量を低減するなど、土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む営農活動を推進する。

併せて、果樹の剪定枝のバイオ炭としての活用、木質バイオマス発電燃料への供給などの循環型の果樹栽培の実施を推進する。